



横浜市気候変動適応方針

概要版（平成 29 年 6 月）

現在、「横浜市地球温暖化対策実行計画」に掲げて推進している「適応策」について、
気候変動の影響と考えられる国内外での大規模な災害の発生や、国際社会や国の動向等を
踏まえ、本市が各分野で進めている施策を中心に、適応の観点から横断的に取りまとめ、
「適応方針」を策定しました。市民・事業者の皆様と連携し適応策を推進します。

第1章 適応方針を策定する背景

1 気候変動の影響への「適応」とは

- IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告書によれば、地球温暖化が進んでいることはもはや疑う余地がなく、私たちは、かつて経験したことのないような気候の変化に直面しているとされています。
- 緩和策と適応策は気候変動対策の二本柱であり、一体的に進める必要があります。

【緩和策】

気候変動の原因となる
温室効果ガスの排出を抑制すること

«対策例»

- ◆省エネルギー対策
- ◆再生可能エネルギーの導入

【適応策】

気候変動の影響に対応し、
被害を最小化・回避すること

«対策例»

- ◆風水害・土砂災害対策
- ◆熱中症・感染症対策

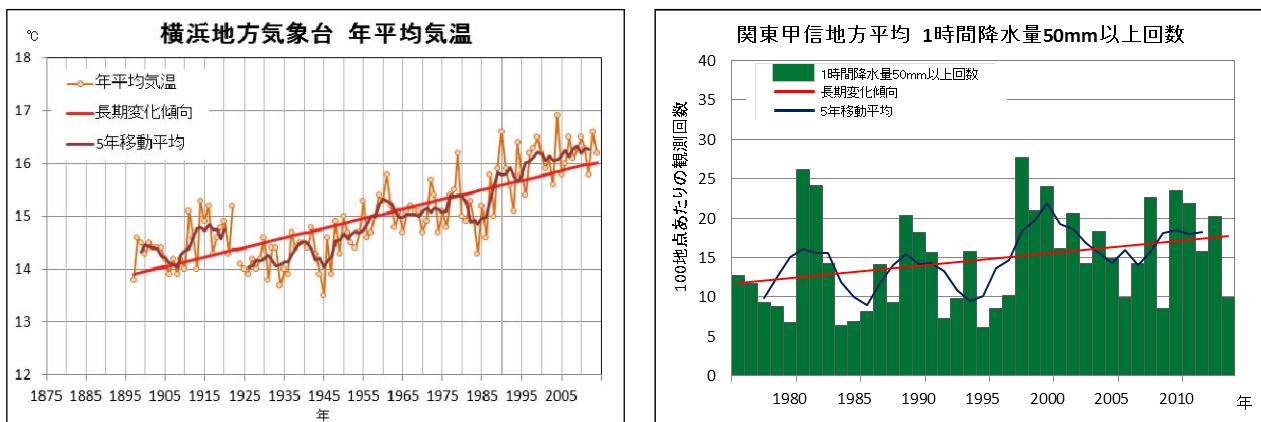
2 本市が適応策を検討する背景・経緯

| 時期 | 背景・経緯 |
|----------------|---|
| 平成 23 年 3 月 | 温暖化対策推進法に基づく「横浜市地球温暖化対策実行計画」を策定。 温室効果ガス（CO ₂ 等）を削減する「緩和策」が中心。 |
| 26 年 3 月 | 国の温暖化対策やエネルギー政策をとりまく状況の変化を踏まえ、 実行計画を全面的に改定 。国や他都市に先駆け、「 適応策 」を位置付けて推進。 ※ ① 热中症の防止・軽減、② 豪雨被害の防止・軽減、 ③ 市民と連携したモニタリング の 3 施策をこれまで推進。 |
| 27 年 11 月 | 国が「 気候変動の影響への適応計画 」を策定。 国の各施策を推進するとともに、「 自治体の取組の促進 」を位置付け。 |
| 28 年 11 月 | 「 パリ協定 」が発効。適応策の推進も国際枠組みとして位置付けられた。 |

3 本市における気候変動の長期変化と将来予測

(1) 気候変動の長期変化

- 市域での気候変動は既に起こっており、気象庁の横浜地方気象台で観測された年平均気温は、過去 100 年間あたりで約 1.8℃上昇しています。
- 関東甲信地方のアメダス地点で 1 時間降水量が 50mm 以上となった日数は、増加傾向が見られます。



(出典) 気象庁東京管区気象台「気候変動レポート 2015 – 関東甲信・北陸・東海地方 –」

(2) 気候変動の将来予測

- 神奈川県内の平均気温は、現在（1980～1999 年）から将来（2076～2095 年）の約 100 年間に概ね 3 ℃程度上昇し、真夏日は年間で約 40 日程度増加すると予測されています。
- 県内の 1 時間降水量 50mm 以上の降雨回数は、夏や秋を中心に増加すると予測されています。

第2章 基本的事項

1 意義・目的

(1) 異常気象等これまでにない気候変動の影響に対応する取組を適応の観点から横断的に取りまとめ、各分野で進めている施策の推進を図り、持続可能な都市づくりを目指します。

(2) 気候変動のリスクや適応に関する情報を収集・発信することで、市民・事業者の理解や行動を促し生命や財産を守るとともに、気候変動の影響による被害を最小化・回避します。

(3) 緩和策と適応策は気候変動対策の二本柱であり、一体的に進める必要があるため、適応策を通じて市民・事業者の気候変動に対する理解を促し、緩和策もより一層促進します。

2 基本戦略

| 5つの基本戦略 | 基本的な考え方 |
|---------------------|--|
| ①市民の生命・財産を守る施策の推進 | 集中豪雨による住宅浸水や猛暑による熱中症の増加等、気候変動の影響から市民の生命・財産を守るために、関連する施策を推進します。 |
| ②都市のレジリエンス（強靭性）の向上 | 災害に強い「人」「地域」「まち」づくりを進め、都市のレジリエンス（強靭性）を向上させることで、持続可能な都市づくりを推進します。 |
| ③本市施策における適応の観点の組み込み | 各分野で取り組んでいる施策のうち、気候変動の影響に関わりが深い施策について、適応の観点も加えて推進します。 |
| ④適応策の推進による環境と経済の好循環 | 市内事業者が有する適応に関する技術・情報等を活用し、適応策を推進することで、環境と経済の好循環につなげます。 |
| ⑤国内外の都市間連携の推進 | 気候変動の国内外のネットワーク等を通じ、都市間連携により情報共有や国連・持続可能な開発目標（SDGs）の取組等を推進します。 |

3 各主体の役割

- 5つの基本戦略を踏まえ、市民・事業者・行政の各主体が相互に連携・協働し、各種取組・施策を進めます。

（1）市民

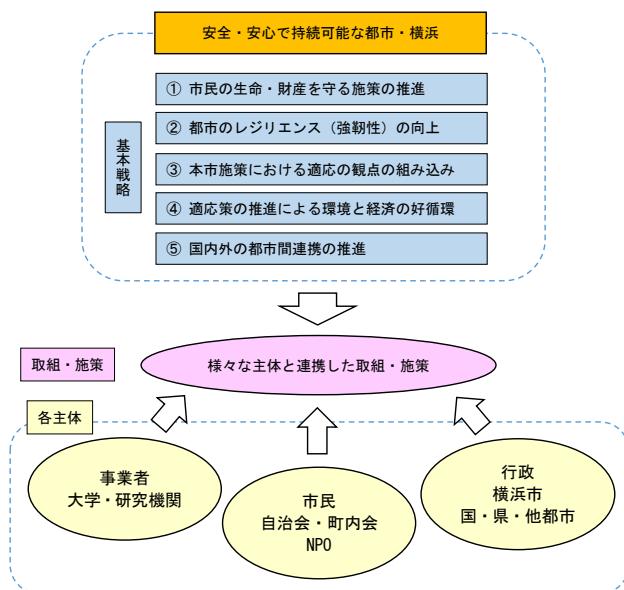
- 気候変動や適応策に関する理解を深め、防災情報や熱中症・感染症等の情報を収集・活用し、自らの生命・財産を守るために「自助」の行動につなげるとともに、自治会・町内会等の地域のつながりを活かした「共助」の取組を進めることができます。

（2）事業者

- 気候変動や適応策に関する理解を深め、災害時における被害軽減や事業継続計画（BCP）の策定等を推進するとともに、将来の気候変動を見据え、適応の観点を組み込んだ事業展開や技術・情報等の提供、研究機関における分析等が期待されます。

（3）行政

- 国や社会の動向等を踏まえ、府内で連携し、情報収集やモニタリング等を行うとともに、適応方針や実行計画等を策定し、気候変動や適応の観点を加えて施策を推進します。
- 気候変動に関する情報を幅広く発信・共有するとともに、普及啓発・環境教育を推進し、様々な主体と連携した取組を強化します。
- 市内事業者の技術・情報等の活用を推進。
- 国・県・他都市との連携を推進。



第3章 分野別の影響・施策の方針

- ・国が影響評価を行った7つの分野と各項目に沿い、本市に影響のある項目を選定。
- ・本市で「1 農業・自然環境」、「2 風水害・土砂災害等」、「3 熱中症・感染症等」、「4 産業・経済活動」の4つの分野に整理して施策の方針を記載し、推進します。

| 本市が整理した分野 | | 施策の方針 |
|---------------|---------------|--|
| 1 農業・ 自然環境 | ア 農業 | <ul style="list-style-type: none">① 農業への影響等の情報収集・共有② 農家等への技術的支援③ 農家等への経済的支援 |
| | イ 水環境・ 水資源 | <ul style="list-style-type: none">① 水環境のモニタリング② 水源林の保全③ 水・緑環境の保全④ 水源施設等の整備⑤ 地下水採取による地盤沈下対策 |
| | ウ 自然生態系 | <ul style="list-style-type: none">① 生態系のモニタリング② 生態系の保全 |
| 2 風水害・土砂災害等 | | <ul style="list-style-type: none">① 防災情報の提供・普及啓発② 河川水位・潮位等のモニタリング③ 河川・下水道の施設整備④ 流域での浸水対策⑤ 高潮・高波対策⑥ がけ地防災対策⑦ 強靭な都市づくり |
| 3 热中症・感染症等 | | <ul style="list-style-type: none">① 热中症対策の普及啓発・注意喚起② 感染症の拡大防止対策・注意喚起③ 気象・大気汚染のモニタリング |
| 4 産業・経済活動 | | <ul style="list-style-type: none">① 気候変動に関する市内産業の振興② エネルギー需給対策 |

第4章 分野を横断した施策の方針

- ・「1 気候変動に関するモニタリングの推進」、「2 市民・事業者の取組促進」、「3 国内外の都市間連携の推進」の3つを記載し、分野を横断した施策を推進します。

| 分野を横断した施策 | 施策の方針 |
|-------------------------|---|
| 1 気候変動に関する モニタリングの推進 | <ul style="list-style-type: none">① 各分野におけるモニタリングの推進 |
| 2 市民・事業者の取組促進 | <ul style="list-style-type: none">① 市民による情報活用・取組促進② 事業者による情報活用・取組促進 |
| 3 国内外の都市間連携の推進 | <ul style="list-style-type: none">① 国内の都市間連携の推進② 国際的ネットワークを通じた都市間連携の推進③ 都市間連携による情報共有・国際協力 |

【お問合せ先】横浜市温暖化対策統括本部調整課 電話：045-671-4372 メール：on-chosei@city.yokohama.jp